

国内初！結婚式の日取りをいち早くゲストにお知らせ SNS専用 プレ招待状画像作成アプリ 「レコフォト for Save the Date」を本日リリース

株式会社DigiBook（以下、DigiBook）は、国内初となるSNS専用のプレ招待状画像作成アプリ「レコフォト for Save the Date」を本日リリースしました。欧米では古くからの習慣である「Save the Date（セーブザデート）」。海外での結婚準備は「Save the Date」で始まり、「Thank You」カードで終わるのが正式なマナーとされています。

本アプリは、クオリティの高いプレ招待状画像の作成からSNS共有までをスマホだけで簡単に行うことができ、PC操作に慣れていない花嫁でも手軽にゲストへ挙式日の告知をすることが可能となります。

また、DigiBookは式場と提携し、その式場を予約した花嫁が利用できる式場名入りのオリジナルデザインを提供します。

ダウンロードURL：<https://itunes.apple.com/jp/app/id1369902507>

【「Save the Date（セーブザデート）」とは】

「Save the Date」とは、結婚式の招待状を送付する前に、挙式の半年～1年以上前から「この日は空けておいて」と伝える、プレ招待状を指します。挙式の2ヶ月前に郵送する招待状と比較して、早期からゲストの参加を確保できるメリットがあります。海外のウェディングシーンでは一般的な習慣ですが、DigiBookは日本で初めて、スマホ世代の花嫁に寄り添った形で本アプリを提供しました。



【「レコフォト for Save the Date」2つの特徴】

■クオリティの高いプレ招待状を簡単に作成できる

作り方は、デザイナーが作成した50種類以上のテンプレートから好みのデザインを選択し、名前と挙式日、二人の写真を入力・アップロードするだけ。簡単にプロが作成したようなプレ招待状が完成します。デザインは写真あり、なしの2パターンを用意しています。さらに、毎月新しいデザインが追加されるなど、幅広い種類のテンプレートを提供します。

■作成後はLINEやInstagramなどのSNSで共有できる

結婚適齢期である20代の97%以上、30代の92%以上がSNSを利用しています*1。本アプリでは花嫁が日常的にコミュニケーションツールとして使用しているSNSを媒体として、友人・知人へ、プレ招待状を手軽に共有（送信）することができます。また、SNSに適した解像度やサイズに自動で作成されるので、後加工をする必要がありません。



【 式場名入りのオリジナルデザインも提供可能 】

DigiBookと提携した式場を予約した花嫁のみが利用できる、式場名入りの特別デザインのテンプレートも提供可能です。提携に関するお問い合わせは、info@digibook.net までご連絡ください。

また今後は、結婚報告画像の作成、SNS用画像を利用した招待状や結婚報告はがきなどの印刷物を作成・注文できるサービスも展開していく予定です。DigiBookは、「結婚準備はスマホで完結」を目指し、レコフォトブランドによるアプリラインナップを拡充してまいります。



提携式場名入りの特別デザインも提供（参考画像）

【 アプリ概要 】

アプリ名：レコフォト for Save the Date

価格：無料

推奨環境：iOS 10.0以上

ダウンロードURL：

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1369902507>



【 会社概要 】

DigiBookは、「レコフォト for Save the Date」の姉妹アプリである、「レコフォト for Wedding」の企画・開発・運営も行っています。「レコフォト for Wedding」は、披露宴で上映するプロフィールムービーをスマホだけで簡単に自作できるアプリです。著作権処理をクリアしている160曲以上の人気楽曲と豊富なデザインテンプレで、まるでプロが作成したかのようなプロフィールムービーを作ることができます。現在では15万ダウンロードを突破し、1779か所以上の会場で上映された実績を持ちます。

また、自社サービスで得たノウハウを活用し、これまでに番組主人公なりきりムービー作成アプリ「NHKプロフェッショナル私の流儀」や、不二家のAR作成アプリ「ミルクキカム」など、動画の最新技術とトレンドを取り入れたアプリを企画・開発してまいりました。

会社名：株式会社DigiBook

所在地：東京都港区北青山1-2-3 青山ビル3F

代表：代表取締役 有馬ヒロノブ

事業内容：「レコフォト for Wedding」「みんなのデジブック広場」の企画・運営、印刷関連事業 など

※1 総務省「平成29年版 情報通信白書」より

※2 社名、製品名およびサービス名は、各社の商標または登録商標です